

熊谷市からのお知らせ

既存建築物のバリアフリー化を支援します

～熊谷市バリアフリー改修推進事業補助金のご案内～

・事業の概要

【目的】

ユニバーサルデザインの発想に基づくまちづくりを進めるため、熊谷駅・籠原駅周辺の不特定多数の方が利用する既存建築物のバリアフリー改修に補助を行う事業です。

【内容】

「熊谷市バリアフリー基本構想」に掲げる、重点整備地区(熊谷駅・籠原駅周辺)内の民間の所有する生活関連施設のバリアフリー改修に対し、要する費用の3分の1を上限に補助します。

・補助の対象となる建築物

熊谷市バリアフリー基本構想で設定した既存の生活関連施設

・対象者

民間の上記生活関連施設の所有者

・対象となる施設改修

バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例に示される建築設計標準に適合させる改修
埼玉県福祉のまちづくり条例の概要については、埼玉県の HP をご覧ください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/fukumachi/fukumachigaiyo.html>)



・募集件数

予算の範囲内で対応します。

・補助金の額

一件当たり250万円上限。バリアフリー改修に要する費用に対して限度額の範囲で3分の1を補助(補助対象事業費の限度額、1件当たり750万円)

・手続きの流れ

裏面をご覧ください。

・申請受付期間

令和6年10月31日(木)まで(2月末日までに工事が完了する必要があります。)

・申請、問合せ窓口

〒360-0195

熊谷市中曾根654番地1

熊谷市役所(大里行政センター2階)都市整備部都市計画課 市街地整備係

電話番号 0493-39-4814

FAX 番号 0493-39-5603

メールアドレス toshikeikaku@city.kumagaya.lg.jp

熊谷市からのお知らせ

・手続きの流れ

① 事前相談	市役所で補助の対象となる事業であるかどうか、今後の手続の方法などをご相談ください。
②見積依頼	バリアフリー化の工事について施工業者に相談され見積書をお願いしてください。申請時に必要となります。
③申請書提出	補助金交付申請書(様式第1号)には、次の書類を添付してください。 (1) 補助事業等実施計画書(様式第2号) (2) 補助事業等収支予算書(様式第3号) (3) 補助事業等の実施に要する費用についての見積書の写し (4) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト又は建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト (5) 補助対象建築物付近の見取図 (6) 補助対象建築物の 配置図及び平面図 (7) 法、県条例、バリアフリー基準及び建築設計標準に基づいてバリアフリー整備を行う部分の詳細図及び写真 (8) 登記事項証明書、家屋評価証明書、その他補助対象建築物の所在地、所有者及び建築時期が確認できるもの (9) 工事請負契約書の写し (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの ※ここに記載されたもの以外の書類の添付を求めることがあります。
④交付決定	書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。
⑤事業着手	事業に着手したときは、速やかに着手届出届(様式第6号)を提出してください。 着手届出書の提出の際には補助対象事業に係る請負契約書(収入印紙の貼ってあるもの)の写しを添付してください。 なお、補助対象となる部分の工事着手は、市の交付決定があつてから行ってください。
⑥実績報告	事業が完了したときには、完了の日から起算して 30 日を経過する日、または補助金の交付決定があつた年度の2月末日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して提出してください。 ・収支決算書(様式第3号) ・事業報告書(様式第7号) ・補助対象事業に係る請負契約書の写し(当該契約に変更があつた場合に限る。) ・補助対象事業の成果を示す資料等(工事写真、図面等) ・補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
⑦補助金確定	審査の上、補助金の額を確定します。 ※補助金の額:補助の対象となる事業に係る経費に補助率を乗じて得た額
⑧補助請求	補助金の請求は、補助金等支払請求書(規則様式第9号)に次の書類を添付して提出してください。 ① 口座振込依頼書(補助金は、指定の口座に振り込みます。)